

# 地震災害時の建築物等に関する主な調査や判定

地震災害時の調査・判定等には、似ているものが複数ありますので、内容をよくご確認ください。

## 1 ひさいけんちくぶつおうきゅうきけんどはんてい 被災建築物応急危険度判定

公共 市町村(建築担当)  
無料 申込不要

建築物の被害を調査し、余震等による倒壊や部材落下等、二次被害の危険の程度を判定・表示する。

●「調査済(緑)」「要注意(黄)」「危険(赤)」の判定ステッカーで表示

- ・判定結果は、建物の使用や避難の判断材料としてください。
- ・判定結果の内容については、ステッカーに記載された市町村担当課に電話でお問合せください。

## 2 ひさいたくちきけんどはんてい 被災宅地危険度判定

公共 市町村(建築担当)  
無料 申込不要

建物周りの宅地の地盤や擁壁、斜面の被害等を調査し、二次被害の危険の程度を判定・表示する。

●「調査済(緑)」「要注意(黄)」「危険(赤)」の判定ステッカーで表示

- ・判定結果は、宅地の使用や避難の判断材料としてください。

## ひさいけんちくぶつにかんするそうだん ◎被災建築物に関する相談 (被災度区分判定)

民間 民間建築団体  
無料相談 要申込

民間建築団体が建築物に関する相談窓口を開設し、被災者からの相談に対応する。

●建築物の構造損傷の被災度を区分し、継続使用のための復旧要否を判定する「被災度区分判定」の技術も活用

- ・当初相談(電話・メール・来所)は無料で、その後現地調査や復旧工事等を行う場合は、費用がかかります。
- ・応急危険度判定やり災証明の結果を受けて、建築物所有者が、今後の対応を相談することができます。

## 3 じゅうかひがいにんていちょうさ(りさいしょうめい) 住家被害認定調査(り災証明)

公共 市町村(税務担当)  
要申込

被災した住宅の被害の程度を調査・認定し、結果に基づき、公的支援に必要となる「り災証明書」を発行する。

●「全壊」「大規模半壊」「半壊」で評価

- ・認定結果に不服がある場合は、市町村への申し立てにより再調査が実施されます。
- ・証明書の発行手数料がかかる場合があります。お住まいの市町村担当課にご確認ください。

## おうきゅうしゅうりせいど ●応急修理制度

公共 市町村(建築担当)  
要申込

住宅が「半壊」または「大規模半壊」認定され、応急的な修理で居住可能となる場合に、市町村が必要最小限度の修理を行う。(「全壊」でも適用となる場合有)

- 災害救助法が適用された区域において実施
- 申請期間、修理範囲、所得等の要件あり

- ・当制度の利用者は、応急仮設住宅には入居できません。(応急仮設住宅の入居者は、本制度の対象外です。)
- ・制度対象の要件は、市町村担当課にご確認ください。

## ひさいしゃせいかつさいけんしえんせいど ●被災者生活再建支援制度

公共 市町村(福祉担当)  
無料 要申込

住居に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、り災証明書等を基に支援金を支給する。

- 被災者生活再建支援法の対象災害の場合に実施

- ・制度の詳細は、市町村担当課にご確認ください。

り災証明書の活用事例

恒久復旧へ

修理補修  
改修  
建替  
など